

平成27年度

桜井市議会

議 会 報 告 会



日時 平成28年1月30日(土)午後1時30分から

場所 桜井市役所 2階 大会議室

議会報告会 次第

開会のあいさつ

◎ 第一部 議会報告

I. 桜井市議会の概要 P3 ~ P8

II. 9月定例会に提出された議案等について・・・P9 ~ P11

1 産業建設委員会の審議 P12 ~ P15

2 決算特別委員会の審議 P16 ~ P21

III. 12月定例会に提出された議案等について・・・P22

IV. 議会改革の取り組みについて

◎ 第二部 意見交換

閉会のあいさつ

【議会報告会へ参加された皆さんへ】



- ① 第一部の「議会報告」
 - ・ 傍聴のみで、発言はできません。

- ② 第二部の「意見交換」
 - ・ 発言を希望される方は、司会者の指名を受けてから発言をしてください。
その際、お住まい・お名前をおっしゃってから、発言をお願いします。
 - ・ 多くの方に発言していただくため、発言者お一人2分以内で2回までとします。
 - ・ 議会報告会は、議会全体の意見交換の場と位置づけ、議員個人への発言は
ご遠慮ください。

- ③ アンケート用紙への記入をお願いします。

- ④ 議会報告会の模様をホームページ等に公開しますので、後方より写真撮影を行います。

- ⑤ 会場の秩序を乱したり、会議の進行を妨げる行為はしないでください。

ようこそ！
桜井市議会

議 会 報 告 会 へ

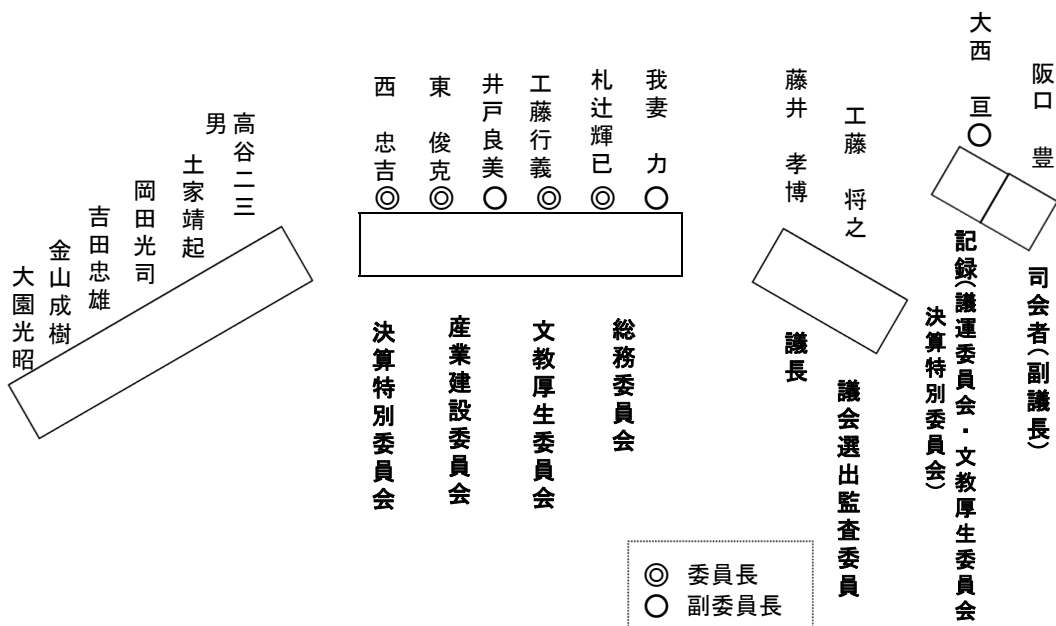
桜井市議会は、平成26年4月に制定しました「議会基本条例」に基づき、市民の皆様には議会を身近に感じていただき、議会活動を知っていただくため、「議会報告会」を開催いたします。

市議会は、市民の投票により選ばれた議員をもって構成されています。

市議会議員を選挙する資格(選挙権)は、日本国民で、市内に3か月以上の住所を有する住民です。また、選挙権を有する満25歳以上の方は、市議会議員に立候補できる資格(被選挙権)があります。

現在、桜井市議会の議員定数は、条例で16人となっています。

座 席 表



参加皆様の席

定例会と臨時会

議会は、地方公共団体の意思を決定するための機関です。

議会は、定期的に招集される「定例会」があり、通例として3月、6月、9月、12月の年4回開会されます。「臨時会」は、特に緊急な事案が生じた場合など、必要に応じて開かれます。

本 会 議

招集された日に議員定数の半数以上の議員が出席していたとき、議長の宣告により開会されます。会議は、議場において議長がその日の議事日程に従い進行し、市議会に提出された議案に対し、最終的に議会としての意思決定を行います。

議 会 の 権 限

議会には、法律に基づき多くの権限が与えられており、市政の重要な事項を審議する大切な役割を担っています。主な権限は、次のようなものがあります。

★ 議決権

議会の権限の中心となるもので、「条例の制定・改正・廃止」、「予算の決定」、「決算の認定」、「市税等の賦課徴収」、「条例で定める契約の締結」、など市の重要な事項について議決します。

★ 選挙権、同意権

議長及び副議長を選出する選挙や選挙管理委員などを決定する選挙を行います。

また、副市長や教育委員会の委員、監査委員などといった市の重要な職に就く人を選任する際に、議会の同意が必要です。

★ 検査権、監査請求権、調査権

市の事務について、適正に行われているかを監視するため、書類を検査したり、監査委員に監査を請求することができます。

また、一般的に「100条調査権」と呼ばれていますが、地方自治法第100条に基づき、市の仕事について調査し、必要な場合、関係者の証言を求めることができます。

★ 意見書

公益に関することについて、市議会の意志を決定し、国・県などに提出します。

★ 決議

政治的な効果を期待して、市議会の意志を内外に明らかにするものです。

委員会

議会の組織のうち、多種多様な案件を能率的、専門的に審議するために常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を設置することができます。

現在、常任委員会には、「総務」、「文教厚生」及び「産業建設」の各委員会があります。特別委員会としては、当初予算を審議する予算特別委員会が3月市議会で設置され、決算を審議する決算特別委員会が9月市議会で設置されます。その他に特定の問題に関し審査や調査研究を行うために必要に応じて設置されます。

また、議会運営委員会は、議会の運営を円滑に行うために設置されています。

★ 地方自治法並びに議会委員会条例に基づき設置されている委員会

| 委員会名 | 委員数 | 所管事項 |
|---------|-----|---|
| 総務委員会 | 11人 | 市長公室、危機管理監、総務部、選挙管理委員会、監査委員事務局及び出納課の所管に属する事項 |
| 文教厚生委員会 | 10人 | 福祉保健部、環境部及び教育委員会の所管に属する事項 |
| 産業建設委員会 | 10人 | 農業委員会、都市建設部、まちづくり部及び上下水道部の所管する事項 |
| 議会運営委員会 | 8人 | 定例会及び臨時会の会期、議案等の取扱い、その他議会の運営に関する事項、会議規則、委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項などについて調査を行い議案等を審査する |

★ その他設置されている委員会等

| | | |
|---------|-----|--|
| 議会広報委員会 | 6人 | 議会だよりの発行や議会ホームページの更新及びその他広報広聴に関することについて協議するために設置 議会だよりは、年4回広報「稚桜」の3,6,9,12月号に掲載 |
| 全体協議会 | 全議員 | 次の事項などについて協議又は調整するために設置されています。 ・市政に係る重要な課題や災害等に関する事項 ・理事者側の申し入れにより協議する事項 ・議会の運営に係る重要な事項など |

桜井市議会役員一覧

| | | | | | |
|-----|---------|-------|-------|--------------|---------|
| 議 長 | 藤 井 孝 博 | 副 議 長 | 阪 口 豊 | 議会選出 監査委員 | 工 藤 将 之 |
|-----|---------|-------|-------|--------------|---------|

★ 常任委員会

| 名 称 | 委 員 長 | 副 委 員 長 | 委 員 | | |
|---------------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| 総 務 委 員 会 | 札 辻 輝 已 | 我 妻 力 | 金 山 成 樹 | 井 戸 良 美 | 大 西 亘 |
| | | | 工 藤 将 之 | 阪 口 豊 | 藤 井 孝 博 |
| | | | 岡 田 光 司 | 土 家 靖 起 | 工 藤 行 義 |
| 文 教 厚 生 委 員 会 | 工 藤 行 義 | 大 西 亘 | 大 園 光 昭 | 金 山 成 樹 | 西 忠 吉 |
| | | | 吉 田 忠 雄 | 岡 田 光 司 | 東 俊 克 |
| | | | 札 辻 輝 已 | 高 谷 二 三 男 | |
| 産 業 建 設 委 員 会 | 東 俊 克 | 井 戸 良 美 | 大 園 光 昭 | 工 藤 将 之 | 阪 口 豊 |
| | | | 我 妻 力 | 西 忠 吉 | 吉 田 忠 雄 |
| | | | 土 家 靖 起 | 高 谷 二 三 男 | |

| | | | | | |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 議 会 運 営 委 員 会 | 札 辻 輝 已 | 大 西 亘 | 井 戸 良 美 | 我 妻 力 | 吉 田 忠 雄 |
| | | | 岡 田 光 司 | 土 家 靖 起 | 工 藤 行 義 |
| 議 会 広 報 委 員 会 | 工 藤 将 之 | 金 山 成 樹 | 大 園 光 昭 | 大 西 亘 | 阪 口 豊 |
| | | | 吉 田 忠 雄 | | |

★ その他の委員等

| | | | |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 議会選出農業委員 | 大 西 亘 | 阪 口 豊 | |
| 桜井宇陀広域連合議会議員 | 大 園 光 昭 | 金 山 成 樹 | 井 戸 良 美 |
| | 大 西 亘 | 西 忠 吉 | 岡 田 光 司 |
| | 東 俊 克 | | |
| 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員 | 札 辻 輝 已 | | |
| 桜井市青少年問題協議会委員 | 大 園 光 昭 | 井 戸 良 美 | 岡 田 光 司 |
| | 工 藤 行 義 | | |
| 桜井市都市計画審議会委員 | 藤 井 孝 博 | 阪 口 豊 | 札 辻 輝 已 |
| | 工 藤 行 義 | 東 俊 克 | |
| 環境審議会委員 | 藤 井 孝 博 | | |
| 国民健康保険運営協議会委員 | 工 藤 行 義 | | |

請 願・陳 情

市民の皆さまの意見や要望を伝える方法として、請願や陳情を市議会に提出することができます。

★ 請 願

提出された請願書は、所管する委員会で審査され、本会議で採決されます。採決されたものは、市長や関係機関にその実現を要望します。

請願を提出する場合は、紹介議員の署名、押印を受けてください。

★ 陳 情

提出された陳情書は、本会議で議員全員に写しの配付を行い報告をします。

陳情には、市議会議員の紹介は必要ありません。

傍 聴

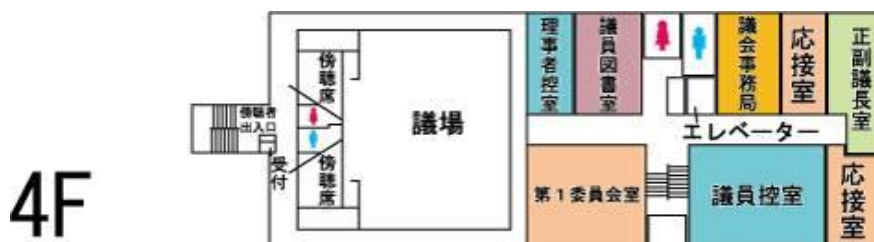
市民の代表が議会で審議しているところを、秘密会を除き一般に公開できる傍聴制度があります。一度傍聴されてみませんか。

議会の傍聴席は50席あります。傍聴を希望される方は、市役所4階の傍聴席入口前で、住所、氏名、年齢を記入していただき傍聴席にお入りください。

なお、傍聴席では、議場の秩序を乱したり、会議の妨害となる行為は禁止されております。

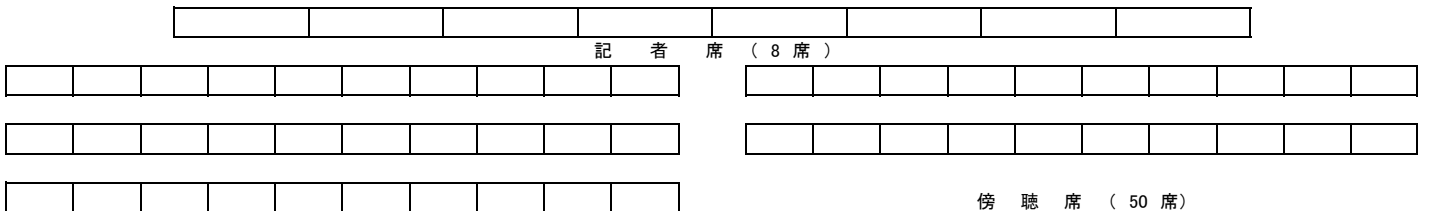
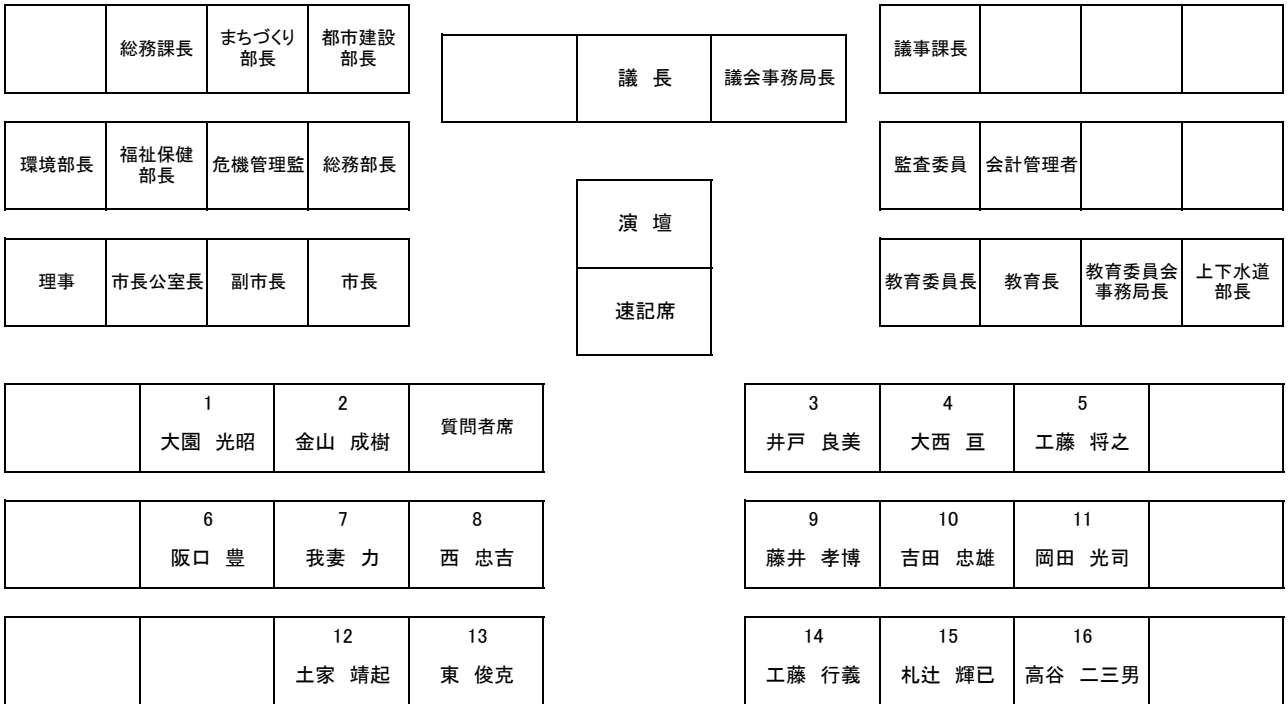
★ 傍 聴 人 の 心 得

- ・帽子、首巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはその限りでない。
- ・飲食又は喫煙をしないこと。
- ・議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- ・静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- ・その他会議の品位を傷つけると認められるような行為をしないこと。
- ・写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。特に議長の許可した者は、この限りでない。



桜井市ホームページ ➡ 組織から探す ➡ 議会事務局 をクリックするとご覧になれます。
【ホームページアドレス】 <http://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/gikaijimukyoku/index.html>

議場の配置図



傍聴されてみませんか。
 手続きは、本会議当日、
 受付で住所・氏名・年齢を
 記入してから議場にお入りください！



定例会の流れ

招集告示

議案の説明

定例会に提出される予定の議案の内容について、理事者側より説明を受けます。

議会運営委員会

委員会を開催し、議案及び議会の日程並びに議会の運営等について協議します。

本会議

開会

議長が開会を宣告し、市長から招集の挨拶があり、会期の決定を行います。

提出議案の理由説明

市長が、提出した議案について説明します。

一般質問

議員が、市政全般について質問し、理事者から回答を受けます。

議案審議

議員が、提出されている議案に対し質疑をします。

議案の委員会付託

議案をさらに詳しく審査するため、各常任委員会等に議案を付託します。

常任委員会等

付託議案の審査

付託された議案を、所管する常任委員会等において審査します。

委員の質疑、討論を終結した後、採決を行い、委員会としての賛否を決定します。

本会議

委員長報告、質疑

常任委員会等の審査結果を委員長が報告します。

その後、委員長の報告に対する質疑が行われます。

議案審議

議員から議案に対する反対又は賛成の意見があれば述べます。

その後、議会としての議案に対する賛否を決定します。

閉会

市長から閉会にあたり挨拶があり、議長が閉会を宣告します。

※ 「開会」から「閉会」までを「会期」と言います。

平成27年第3回(9月)定例会に提出された議案

| 議案等の名称 | | 内容 | 付託状況 | 結果 |
|-----------------|---|--|------------|------------------|
| 報第12号 | 専決処分の報告、承認を求めることについて | 車両の物損事故における損害賠償の額を決定する | — | 承認 |
| 報第13号 | 平成26年度桜井市用品調達基金、土地開発基金、水洗便所改造資金貸付基金及び国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況を示す書類の提出について | 地方自治法第241条第5項の規定による書類の提出 | — | 提出 |
| 報第14号 | 平成26年度決算に基づく桜井市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、その意見書とともに報告するもの | — | 報告 |
| 議案第33号 | 平成27年度桜井市一般会計補正予算(第2号) | 歳入歳出それぞれの科目で1億2,525万円の追加補正を行い、予算総額228億7,625万円となる補正 | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第34号 | 平成27年度桜井市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | 歳入歳出それぞれの科目で2億5,886万円の追加補正を行い、予算総額84億6,396万1千円となる補正 | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第35号 | 平成27年度桜井市介護保険特別会計補正予算(第1号) | 歳入歳出それぞれの科目で1,928万6千円の追加補正を行い、予算総額49億6,189万1千円となる補正 | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第36号 | 桜井市個人情報保護条例の一部改正について | 番号法の施行に伴い、新たに特定個人情報について規定を加えるための条例の一部改正 | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第37号 | 桜井市職員の再任用に関する条例及び桜井市職員の退職手当に関する条例の一部改正について | 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う条例の一部改正 | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第38号 | 桜井市税条例等の一部改正について | 地方税法の改正、番号法の施行に伴う条例の一部改正 | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第39号 | 桜井市手数料条例の一部改正について | 番号法の施行に伴う条例の一部改正 | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第40号 | 桜井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について | 建築物を建築する際の最低敷地面積の特例について規定するための条例の一部改正 | 産業建設委員会に付託 | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第41号 ～第58号 | 市道路線の認定について | 道路法第8条第1項の規定に基づき、開発行為等に伴い市に寄付された道路等を市道として認定する。 | 産業建設委員会に付託 | 可決 (賛成 全員) |

平成27年第3回(9月)定例会に提出された議案

| 議案等の名称 | | 内容 | 付託状況 | 結果 |
|--------|-------------------------------------|--|------------|------------------|
| 議案第59号 | 市道路線の変更について | 道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線を変更する。 | 産業建設委員会に付託 | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第60号 | 工事請負契約の締結について | 条例に基づく議会の議決に付すべき契約(旧桜井総合庁舎耐震化及び大規模改修工事について) | 産業建設委員会に付託 | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第61号 | 工事請負契約の締結について | 条例に基づく議会の議決に付すべき契約(簡易水道統合施設整備工事 1工区) | 産業建設委員会に付託 | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第62号 | 工事請負契約の締結について | 条例に基づく議会の議決に付すべき契約(簡易水道統合施設整備工事 2工区) | 産業建設委員会に付託 | 可決 (賛成 全員) |
| 認第1号 | 平成26年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定について | 歳入決算額220億1,976万9,663円、歳出決算額214億6,846万4,390円で、差し引き形式収支で5億5,130万5,273円の黒字となった決算の認定 | 決算特別委員会に付託 | 認定 (賛成 多数) |
| 認第2号 | 平成26年度桜井市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | 歳入決算額15億2,382万1,207円、歳出決算額15億2,369万1,207円で、翌年度へ繰り越す額13万円を差し引き実質収支0円となった決算の認定 | 決算特別委員会に付託 | 認定 (賛成 全員) |
| 認第3号 | 平成26年度桜井市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について | 歳入決算額9,927万5,510円、歳出決算額1億5,518万4,995円で、差し引き5,590万9,485円の歳入不足を平成27年度歳入より繰入充用金で補填する決算の認定 | 決算特別委員会に付託 | 認定 (賛成 全員) |
| 認第4号 | 平成26年度桜井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について | 歳入決算額71億8,687万1,937円、歳出決算額67億9,552万1,629円で、差し引き3億9,135万308円の黒字となった決算の認定 | 決算特別委員会に付託 | 認定 (賛成 多数) |
| 認第5号 | 平成26年度桜井市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について | 歳入決算額5,101万5,991円、歳出決算額1億5,286万8,185円で、差し引き1億185万2,194円の歳入不足を平成26年度歳入より繰入充用金で補填する決算の認定 | 決算特別委員会に付託 | 認定 (賛成 全員) |
| 認第6号 | 平成26年度桜井市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | 歳入決算額3,761万9,328円、歳出決算額700万6,546円で、差し引き3,061万2,782円の黒字となった決算の認定 | 決算特別委員会に付託 | 認定 (賛成 全員) |

平成27年第3回(9月)定例会に提出された議案

| 議案等の名称 | | 内容 | 付託状況 | 結果 |
|--------|---|--|------------|------------------|
| 認第7号 | 平成26年度桜井市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について | 歳入決算額45億7,233万4,832円、歳出決算額45億7,221万537円で、差し引き12万4,295円の黒字決算となった決算の認定 | 決算特別委員会に付託 | 認定 (賛成 全員) |
| 認第8号 | 平成26年度桜井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 歳入決算額6億3,970万6,600円、歳出決算額6億3,877万7,840円で、差し引き92万8,760円の黒字となった決算の認定 | 決算特別委員会に付託 | 認定 (賛成 全員) |
| 認第9号 | 平成26年度桜井市水道事業会計決算認定について | 収益的収支で収入総額13億4,906万8,352円、支出総額11億8,694万8,130円で、消費税を差し引き1億5,070万834円の純利益を計上。資本的収支では、収入総額1億112万6,197円、支出総額3億8,735万2,650円で差し引き2億8,622万6,453円の歳入不足を、過年度損益勘定留保資金2億7,671万997円、及び消費税資本的収支調整額951万5,456円で補填をした決算の認定 | 決算特別委員会に付託 | 認定 (賛成 全員) |
| 発議案第4号 | 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の提出について | 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的支援と財源確保を政府に求める意見書 | — | 可決 (賛成 全員) |
| 発議案第5号 | ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書の提出について | 企業や雇用の地方への流れを促進し地方創生を実現するため、どこにいても同じ仕事ができる「ふるさとテレワーク」の一層の促進と、地方への来訪者の増加のために、Wi-Fi環境の整備のための補助金等の拡充を政府に求める意見書 | — | 可決 (賛成 全員) |
| 発議案第6号 | 議員派遣の件 | 文教厚生委員会及び産業建設委員会所属議員の行政視察に議員派遣する | — | 可決 (賛成 全員) |
| 諮第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 任期満了に伴う人権擁護委員の推薦について意見を求める | — | 承認 (賛成 全員) |

産業建設委員会の付託案件

平成27年9月10日の本会議で、産業建設委員会に付託された案件の主な質疑内容です。

● 議案第40号 桜井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|---|--|
| Q. 1 | A. 1 |
| <p>・平成23年の条例制定当時に中和幹線沿いについては、3,000㎡以上の用地として地区指定していたが、今回の改正の趣旨は何か。</p> | <p>・最低面積の3,000㎡に変わりはない。最低敷地面積の算定方法について、建築基準法第86条ほかに規定されている。「一団地認定制度」の考え方を適用するための改正である。</p> |
| <p>・仮に、現在進出している商業施設が倒産、撤退した場合、その敷地の利用形態はどうか。</p> | <p>・仮に撤退となった場合は、一団地の基準を適用することになり、増築する場合は改めて一団地の認定をうけることになる。</p> |
| Q. 2 | A. 2 |
| <p>・既に現行の条例に基づき、進出している企業への対応はどうか。</p> | <p>・条例制定後、概ね5年が経過し見直しを行ったのもので、既に進出されている企業にはご理解いただくことになる。</p> |

● 議案第41号から議案第58号市道路線の認定について

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|---|--|
| Q. 1 | A. 1 |
| <p>・開発区域内で建築工事が完了していない状況で市道路線の認定を行った場合、建築工事に伴う道路の損傷の補修はどこが行うのか。</p> | <p>・損傷の原因が、その建築工事であると明確である場合は、建築業者あるいは建築主が補修することになる。</p> |
| <p>・市道認定後の補修は市が維持修繕を行うことになるのなら、建築工事が完了してから市道認定すべきと考えるがどうか。</p> | <p>・開発行為が都市計画法第29条で認められた竣工検査で、計画通り完成していることが確認された場合、市は速やかに開発者から寄付を受け引き継ぐこととなっている。</p> |
| Q. 2 | A. 2 |
| <p>・現場確認の際、道路側溝の大きさが左右で違ったがなぜか。</p> | <p>・道路側溝については、開発指導要綱に基づき、流入する排水面積から降雨量及び排水断面の計算を行い、審査をしている。</p> |
| Q. 3 | A. 3 |
| <p>・市道認定を行うにあたって事前協議はあるのか。</p> | <p>・開発行為として行う宅地造成等に伴う道路については、開発者の寄付行為により、市に帰属する前提で事前協議を行っている。</p> |

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|--|---|
| ・目視ではわからないアスファルトの厚みなど工事の過程を把握し、確認できているのか。 | ・舗装の断面は、CBR3以上でL交通と指定している。開発の検査も行き、厚みのデータ、写真等も確認している。 |
| Q. 4 | A. 4 |
| ・市道認定は2年に1度の割合でしているが、今後はどうか。 ・議案第56号について写真での説明では、道路の中を側溝が通っているが、幅員4.2mは確保されているのか。 | ・第2次アクションプランにおいて、道路台帳の更新費用を節約し、維持修繕費の充実を図ることとしてきたが、台帳のデジタル化に伴い、経費が圧縮できるようなら、今後のあり方は検討していく。 ・議案第56号は開発に伴う道路に沿って里道と水路があり、開発区域外であるが、水路に自由勾配側溝を敷設されたものである。幅員については、開発区域内道路で4.2mを確保している。 |
| ・道路の構造物を兼ねた水路の上を、車両が通り損傷した場合の対応はどうか。 | ・水路の自由勾配側溝は荷重に伴う強度は確認している。車両の通行により損傷した場合は、市が維持管理すべきものである。 |
| Q. 5 | A. 5 |
| ・過去数年間に於いて、管理道路が市道認定されたことはあるのか。 | ・桜井市道路用地寄付採納に関する事務取扱要綱に従って事務を行っている。基準を満たさない道路を受理することはないので、管理道路を市道認定することはない。 |

● 議案第59号 市道路線の変更について

は、特に質疑はありませんでした。

● 議案第60号 工事請負契約の締結について

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|--|--|
| Q. 1 | A. 1 |
| ・1者だけの応札で成立するのか。参加資格該当業者は何者あったのか。 ・Aランクの業者が少なかったらBランクの業者まで参加要件を広げる考えはなかったのか。 ・契約金額が、6億8,040万円ということであるが、起債の借入額、毎年の償還額、交付税についてはどれくらいか。 | ・入札参加要件は公告、HPに掲載し、公示して、参加業者を未公表にて入札している。公表も開札後に行うことで、競争性も保たれることから成立する。しかし、今後の方針等含め、より適切な対応に努める。 ・参加資格該当業者は34者を指名。予定価格が7億円を超えるということで、参加要件はAランクとし奈良県のAランクを加えた。 ・起債の借入は現在有利な起債を模索中であるが、地域活性化事業債と一般単独事業債を活用して平成27年度5億5千万円、平成28年度で1億円ぐらい。返済は3年据え置き15年返済で計算すると利息も含め年4~6千万円ぐらいと試算する。一般単独事業債ということになると交付税算入はない。 |

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・中期財政計画から考えると、これに伴う後年度の財政負担はかなり厳しいことが予想される。財源確保の調整には十分留意するよう要望する。 | |
| Q. 2 | A. 2 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉の拠点として整備をされるが、庁舎が分かれることにより市民の動線はどうか。 ・医療センターや医師会が入ってきたとき、賃貸料や共益費のようなものは徴収するのか。 ・つどいの広場は現状と比較して面積はどうなるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・転出入の手続きは本庁舎で、妊娠届は新しい施設で行うことになるので、手続きによっては、庁舎が分かれることになる。 ・賃貸料等は徴収する方向であるが、公益性等を勘案して減免もあり得る。 ・つどいの広場については、現状より広くはなると思う。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・手続きによって、庁舎が別となれば市民サービスの点からどうなのか。 ・施設内の会議室は利用料を徴収するのか。 ・駐車場は確保できるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新しい庁舎では、主に支援・相談といったソフト的な業務をやっていくことになる。 ・会議室の利用料については、賃借料も含めて、今後検討したい。 ・駐車場については、狭隘な部分もあるが、概ねクリアできると考えている。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民目線に立った動線を確保していただくよう要望をする。 | |
| Q. 3 | A. 3 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・今回の大規模改修にあたって、木質化は図れているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法で、3階以上で500㎡を超える建築物については、不燃材料以上で施工しなければならない既定があり、制約はあるが、出来る限り木質化は図っている。 |

● 議案第61号 工事請負契約の締結について

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|--|--|
| Q. 1 | A. 1 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・この事業に当たって、国の補助金はどれぐらいか。事業費の水道料金への影響はないのか。 ・既設水道管の老朽化による敷設換えの計画はあるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全体の予算は6億2124万円の見込みで、国の補助金は3分の1で2億88万円。残りは地方債と簡易水道事業会計の繰越金で賄う予定。簡易水道の統合による上水道料金への影響はない。 ・老朽管は順次更新することになる。 |
| Q. 2 | A. 2 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第61号と議案第62号は同じ業者が落札されているが、なぜ分割発注なのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・2工区を合わせると工事延長が5.9kmと長距離になるので管路埋設、電気設備、配水池の製作等に日数がかかることから、分割発注となった。また、国交省からの通知にも公共工事の効率的施工が期待できる工事は分割発注するようになっている。 |

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|---|--|
| <p>・事業者から見ると、経費が圧縮できると思うが、2つに分ける方が効率的なのか。</p> | <p>・同一業者であるが、監理技術者はそれぞれの工区に就くことになり、工程管理、品質管理を行うことになる。</p> |
| <p>Q. 3</p> | <p>A. 3</p> |
| <p>・この地域以外でも桜井市には上水道が普及していない地域もある。小規模な飲料水供給施設等に対応し、苦勞されている。未普及地域解消の努力をお願いします。</p> | <p>・上水はライフラインの最たるもので、水道局だけの問題でなく、市全体の問題である。今後の検討課題である。</p> |

● 議案第62号 工事請負契約の締結について

は、特に質疑はありませんでした。

決算特別委員会の付託案件

平成27年9月10日の本会議で、決算特別委員会に付託された案件の主な質疑内容です。

● 認第1号 平成26年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定について

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|---|---|
| 市政全般について | |
| Q. 1 | A. 1 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎や分庁舎が手狭になっていることから、駅前のエルト桜井に市の機能を一部移転し、エルト桜井の有効活用と再配置を図ってはどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・エルト桜井からまねきやも撤退した。立地適正化計画を策定し、国の地方創生を活用して一刻も早く駅前に賑わいを取り戻したい。今回の行財政アクションプランは、これまでの財政(量)削減から質への転換を図っていく。量から質への転換という中で数値化するのは難しいが、進行管理については、財政見直しを出しながら、毎年ヒアリングを行い、市長の立場でしっかり検証していきたい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・職員の仕事に対する熱意や仕事量に大きな差があると聞かすが、一部の職員が過重労働を行い、頑張っていることを良しとするのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員一同、全員が頑張っていると信じている。全職員が緊張感をもって勤務するよう体制を整えたい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月から全職員に人事評価制度を導入するにあたり研修を早急に行うべきと考えるがどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月から全職員に実施できるよう、研修も含めスケジュールを組んで行っている。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月の人事異動にあたり、市長は職員から提出された異動の希望調書に目を通しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・異動の希望については、人事課から報告は受けているが、希望調書全てに目を通せていない。 |
| Q. 2 | A. 2 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、「国や県に準じて」、「市独自でも」また、「国や県の動向を見て」と答弁をされているが、一貫性がないように感じるがどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・12市の先頭に立って頑張っていきたいと考えるが、もう少し精査が必要と思われる施策もある。改めるべきところは改めるが、どの事業についても一貫性は持って臨みたいと考えている。 |
| Q. 3 | A. 3 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・新公会計制度を導入するにあたっての今後のスケジュールはどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国が示す統一基準に向け、順次整備し、充実が図れるように努力していきたい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・担当者の負担は増えるが、日々仕訳をすることによって予算の見える化が図れる。研修会を進める考えはあるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公会計制度の充実が図れるよう努力していく。 |

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|--|--|
| 歳 出 | |
| 総務費 | |
| Q. 4 | A. 4 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与体系の中で、わたり制度が未だ実施されている。県の指摘もあることから、早期に労使交渉をすべきと考えるがどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・見直しをする必要があると考えていることから、庁内で検討していきたい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に組織改正がされたが、福祉部局などの仕事量が過重とみてとれる。組織の再編が必要ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・来年度に旧桜井総合庁舎を福祉・医療の拠点として整備していく中で、組織の見直しについては考えていきたい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリティマネジメントの観点からも旧桜井総合庁舎の有効活用を図らなければならないと考えるがどうか。旧桜井総合庁舎に入る事業所等は検討の余地があるとする。 ・また、医師会や医療センター等が入る場合の使用料はどのように考えているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉の拠点として整備を進めている。 ・使用料については、公共的団体ということで減免措置等も含め検討していく。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎が狭隘で会議室もない中、エルトの2階へ公共施設をもっていくというような考え方はないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な公共施設のあり方を検討し、立地適正化計画等も踏まえ、考えていきたい。 |
| Q. 5 | A. 5 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本市は、5～6年前から市内外の事業所と被災者支援のための防災協定を結んでいるが、現状はどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在13ヶ所の事業所と協定を結んでいる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・これからもより多くの事業所と協定を結んでいくことは大事であるとする。また、協定を結んだ後、事業所の都合で支援の内容が変わることもあると思うが、適宜内容の確認も必要とするがどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後もよりよい協力体制をとれるように進めていきたい。 |
| 民生費 | |
| Q. 6 | A. 6 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいセンター費は、施設の性格上教育費の社会教育費にいれるべきと考えるがどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティ施設という位置づけであるが、人権啓発もふれあいセンターの事業の一つであり、現在は民生費に入っているが、意見を踏まえ検討する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本市においても生活保護受給世帯が増えていると考える。にもかかわらず生活扶助費は段階的に削減され、住宅扶助費も減額されたことから、転居などどれぐらいの世帯に影響があるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅扶助の基準見直しによる減額は、平成27年度からの制度であり、経過措置期間中で、新基準への対応の相談に応じていきたい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護業務を担当するケースワーカーの役目は非常に重要である。職員の過重負担解消のためにも人員の確保は必要とするがどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護世帯が増えていることから、ケースワーカー1人にかかる負担は増えている。限られた職員数の中で、工夫しながら対応していきたい。 |
| 衛生費 | |
| Q. 7 | A. 7 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ばい塵処理物のダイオキシン類濃度を低く管理するため取り付けた、加熱脱塩素化装置の検証結果はどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・稼動前に2回検査を行った。また、稼動後も自主検査として25回行い、ダイオキシン類濃度は国の基準を大きく下回っている。 |

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|---|--|
| 歳 | 出 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・流動式ガス化溶融炉が本格稼動した平成15年度と比較するとごみ量は減少しているが、他市と比較しても市民一人当たりのごみ処理経費は非常に高くなっている。日立との委託契約を見直す必要があるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・他市に比較して1人あたりの経費が非常に高いということだが、ガス化溶融炉を県内で初めて導入した。処理方式等が違うことから費用については高くなっていると考える。委託費について事業者とも調整できる部分があるようなら調整していきたい。 |
| Q. 8 | A. 8 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・環境フェアで行政が市民に訴えるテーマは何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題の啓発のための重要なイベントである。3R推進ということで取り組んでいる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・旧焼却施設を解体した後の跡地の利用はどうか。 ・施設の解体費用や解体にあたっての課題はあるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用については、まだ決まっていない。 ・解体費用は設計は出来ていないが6億あまりと考えている。解体に当たっては、環境調査を行い、周辺への環境に十分配慮する。 |
| Q. 9 | A. 9 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・資源対策費の消耗品費、塵芥処理費、し尿処理費の消耗品費が他に比べて高額であるが内訳はどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・資源対策費の消耗品、2,261万円のうち2,160万円はごみ指定袋の購入代金。塵芥処理費の消耗品、1,969万円は、リサイクルセンターのハンマーの交換費用が1,400万円、500万円が最終処分場の薬品代。し尿処理費の2,000万円のほとんどが、し尿処理場の水処理活性炭、苛性ソーダの費用である。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・今回、入札で落札された業者は、前年に比べ、クレームはどうであったか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川清掃については、地元自治会の協力のもと毎年5月頃に実施させていただいている。出す側、回収する側、天候などにより問題が生じているが、スムーズに作業が行われるようにこれからも努力していきたい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・当初問題ないと回答されていたごみ袋について、最終的には強度やチェック体制に問題があったと変更されたのはなぜか。 ・ごみ袋は家庭において最も身近なものであるだけに、しっかりと制度も含め見直してほしい。今回のことは、環境部だけに限らず、市全体で市民への対応などを含め改善すべき点が多いと考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用に耐えられると考えていたが、やはり強度に問題があると思われたので業者へ取替えを依頼したが、ごみ袋の入荷をまっぴの対応となったことから市民の皆様に迷惑をかけたしまった。 ・初動の対応に問題があったと反省している。市全体で今回のことを教訓としてしっかりと取り組んでいく。 |
| Q. 10 | A. 10 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健費の一般不妊治療助成金について、受けられた人数、効果はどうであったか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請は18名。正確な効果は把握していないが、妊娠されたという話は聞いている。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診については、大腸がん検診も加わり、受診率が上がっているとのことであるが、今後もしっかりと啓発に努めてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・勧奨の効果もあって受診率は上がっている。啓発は引き続きやっていく。 |
| 農 林 業 費 | |
| Q. 11 | A. 11 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・池之内のほ場整備は換地も含め、平成27年度で完了するとのことであるが、進捗状況はどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度内に完了するよう進めている。 |

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|--|--|
| 歳 出 | |
| 商 工 費 | |
| Q. 12 ・地方創生により、各自治体が切磋琢磨して誘客を図っている中、本市の観光戦略や考え方はどうか。 | A. 12 ・国の戦略でも観光の取り組みが大きく取り上げられている。観光に関わっていただいている事業者の皆さんが新しい取り組みとして「おもてなし仕組みづくり協議会」を立ち上げ取り組んでいただく。 |
| ・中和幹線沿いの企業誘致においてイオンリテールの進捗状況と周辺整備はどうか。 | ・イオンリテールとは詰めの段階に入っている。周辺については、ドンキホーテ、ハナテンが決定している。ドラッグストアなども決まっている。 |
| 消 防 費 | |
| Q. 13 ・広域化に伴う広域消防費の負担額が前年に比べ増加している。今後の見込みはどうか。 | A. 13 ・広域消防の負担金は自賄部分と共通経費の部分の二元管理になっている。今後の動向については、どのように増えるのかわからない。 |
| 教 育 費 | |
| Q. 14 ・ナポ君の家という制度が出来て20年近く経つが、空き家も増える中、実態調査はできているのか。 ・子ども達にナポ君の家のもつ意味の理解を深め、地域での取り組みを一層進められたい。 | A. 14 ・何年間に一度は実態調査をするが、空き家にナポ君の旗がでていると問題である。実態調査をする。 ・子ども達には生活科で、地域の探検の中でナポ君の家の持つ意味を教えている。 |
| Q. 15 ・毎年、通学路の合同点検を実施しているが、改善点は早急に対応してほしい。 | A. 15 ・県土木事務所、市の土木課の協力を得て100%とはいかないが出来る範囲の中で進めている。 |
| Q. 16 ・学校給食費の未納はいくらあるのか。 ・徴収事務はどこが行っているのか。教職員の負担になっていないのか。 | Q. 16 ・未納額は平成26年度分で、147万7,071円。以前の分も含めると336万8,520円。 ・徴収事務は学校が行っている。口座振替が基本であるが、滞納になった場合、教頭先生と給食センターの職員が訪問徴収を行っている。 |
| Q. 17 ・全ての学校にエレベーターは設置されているのか。 ・各教室に冷暖房設備は設置されているのか。 | Q. 17 ・桜井小学校だけ設置をしてある。今後は学校の新築時に設置をしていく予定である。 ・暖房は設置されているが、冷房については普通教室には設置されていない。今後の検討課題である。 |

- 認第2号 平成26年度桜井市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認第3号 平成26年度桜井市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について
- は、特に質疑はありませんでした。

● 認第4号 平成26年度桜井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|--|--|
| 歳 | 出 |
| Q. 1 | Q. 1 |
| ・国保会計が、応益・応能の理論で行われていることは承知しているが、昨今は、資産割をなくす自治体も増えている。本市においても検討する必要があるのではないか。 | ・国保税は応益として世帯割と人数割、応能については所得割と資産割の4つの要素で課税されており、資産割については二重課税ではということから徐々に割合を下げてきている。国保制度が県全体で広域化になれば資産割は廃止されると考えるが、そうすると資産割以外の3つの要素で課税することになるので税率等が上がることになる。 |
| Q. 2 | Q. 2 |
| ・平成26年度の国保世帯数と被保険者数はどれくらいか。また、滞納世帯と人数、滞納世帯率はどうか。資格証と短期証発行、保険証未発行世帯と人数は。国保税の負担を減らす考えはないか。 | ・国保世帯は26年度末で9,253世帯、16,818人。滞納世帯は1,643世帯で滞納世帯率は17.76%。資格証発行世帯18世帯、35名。短期証発行世帯は592世帯、1068人。未発行世帯は335世帯、人数は421人。 |
| ・市民の暮らしはほんとうに厳しい。国保会計が黒字で財政調整基金もあることから税率を下げることはできないか。 | ・1円でも市民の負担を軽くしたいという思いであるが、保険給付費の変動や広域化に伴う資産割の廃止等の課題もあることから、基金の運用も含め検討をしていきたい。 |
| ・国保税の滞納者に対しては、機械的な差し押さえではなく、納税相談には十分応じてもらいたい。 | ・個別の事情も踏まえ納付計画等の相談も受けながら進めていく。 |

● 認第5号 平成26年度桜井市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

● 認第6号 平成26年度桜井市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

は、特に質疑はありませんでした。

● 認第7号 平成26年度桜井市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|--|--|
| Q. 1 | A. 1 |
| ・平成26年度末の桜井市と奈良県の認定者数はどれくらいか。また、認定者全体における要支援1と2の割合はどれくらいか。 | ・桜井市の認定者合計は3,142人、奈良県は68,237人。要支援1と2の割合は桜井市、36.15%、奈良県は31.34%。 |
| ・本市の要支援1と2の認定割合は県全体より高いが、要介護1の割合は桜井市が11.84%で奈良県は16.70%と要介護の割合は県より低い。これは何を意味するのか。 | ・認定審査会において認定している。主治医や家族の意見も十分踏まえて認定に当たっていただいている。 |

● 認第8号 平成26年度桜井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

| 質問の要旨 | 答弁の要旨 |
|---|---|
| Q. 1 | A. 1 |
| <p>・平成26年度末の被保険者数、特別徴収対象者数と収納率、また、普通徴収の対象者と収納率、保険料の全額滞納者、一部滞納者の人数、短期証の発行数、資格証明書の発行数はどれくらいか。</p> | <p>・被保険者数は、7,925人、特別徴収は6,773人で収納率は100%、普通徴収は2,325人で収納率は99.49%。 全額滞納者は、5名、一部滞納者は32名。短期証発行は3件、資格証明書発行はない。</p> |
| <p>・普通徴収対象被保険者は収入も少なく経済的に厳しい。寝たきりやひきこもりなどで市役所に出向けない方もいる。訪問での相談を行うなど丁寧な徴収体制が必要と考えるがどうか。</p> | <p>・市民の方にはきめ細かい対応をしていきたい。</p> |

● 認第9号 平成26年度桜井市水道事業会計歳入歳出決算認定について

は、特に質疑はありませんでした。

平成27年度第4回(12月)定例会に提出された議案

| 議案等の名称 | | 内容 | 付託状況 | 結果 |
|--------|--|--|------|------------------|
| 報第15号 | 専決処分の報告、承認を求めることについて | 車両の物損事故における損害賠償の額を決定する | — | 承認 |
| 報第16号 | 専決処分の報告、承認を求めることについて (特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例) | 市長の意向により、在任期間中における給料月額の特例として給料月額を30%減額した額を給料月額とする所要の改正 | — | 承認 |
| 議案第63号 | 平成27年度桜井市一般会計補正予算(第3号) | 歳入歳出それぞれの科目で6億4,937万2千円の追加補正を行い、予算総額235億2,562万2千円となる補正 | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第64号 | 平成27年度桜井市下水道事業特別会計補正予算(第1号) | 歳入歳出それぞれの科目で522万8千円の追加補正を行い、予算総額18億7,657万9千円となる補正 | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第65号 | 平成27年度桜井市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | 歳入歳出それぞれの科目で2,354万4千円の追加補正を行い、予算総額84億8,750万5千円となる補正 | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第66号 | 平成27年度桜井市介護保険特別会計補正予算(第2号) | 歳入歳出それぞれの科目で318万4千円の追加補正を行い、予算総額49億6,507万5千円となる補正 | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第67号 | 桜井市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について | 平成28年1月から利用開始となる個人番号について、市役所内における個人番号の独自利用、庁内連携及び情報提供に関し、条例を制定する | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第68号 | 桜井市重度心身障害老人等医療費助成条例の制定について | これまで桜井市重度心身障害老人等医療費助成を要綱で行っていたが、他の福祉医療助成制度が条例整備されていることから、条例を制定する | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第69号 | 桜井市行政組織条例の一部改正について | 平成28年4月1日から市の組織を再編するための条例の一部改正を行う | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第70号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び桜井市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について | 被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部改正に伴い引用部分に関して一部改正を行う | — | 可決 (賛成 全員) |
| 議案第71号 | 桜井市税条例等の一部改正について | 地方税法の改正に伴う条例の一部改正を行う | — | 可決 (賛成 全員) |
| 同第6号 | 桜井市教育委員会委員の任命について | 任期満了に伴う教育委員会委員の選任について同意を求める | — | 同意 (賛成 全員) |

メモ



A series of horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for taking notes.

* 本会議、常任委員会及び特別委員会、の会議録は、
桜井市ホームページ → 組織から探す → 議会事務局 → 会議録検索
をクリックするとご覧になれます。

【会議録検索システムアドレス】 <http://asp.db-search.com/sakurai-c/dsweb.cgi/>

* また、桜井市役所 3階 情報公開コーナーでも閲覧できます。